

社会保険労務士が 無料で就業規則等の整備を支援します！



働きやすい職場づくりを進めるに当たり、**就業規則等の整備**でお困りの事業者に、**コンサルタントとして社会保険労務士を無料で派遣し、支援します。**

タイプ	男女共同参画推進企業認定タイプ [○]	多様な働き方タイプ [○]
	仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指される方	多様な働き方の実現、多様な人材の活用をしたい方
対象	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定申請を予定している、または既に認定済の事業者	県内に事業所を有し、中小企業に該当する事業者で、 多様な働き方の実現、多様な人材の活用 に資する取組（下欄支援内容を参考）に 3つ以上取り組む事業者 ※中小企業以外の法人・団体の場合は常時使用する従業員の数が100人以下の事業者に限ります ※過去の利用実績がない事業者10社に限ります
支援内容	○就業規則（育児・介護休業及びハラスメントの防止に関する規程を含む。）の作成又は作成済みの就業規則について労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等関係法令へ適合するよう改正（全面改正、一部改正）	○以下のような取組を実施するために必要な就業規則等の新規作成、全面改正・一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・有給休暇取得促進に向けた取組（半日・時間単位での取得等） ・フレックス、短時間勤務などの柔軟な勤務時間制度 ・職務・勤務地・勤務時間等を限定した多様な正社員制度 ・勤務間インターバル制度 ・在宅勤務、テレワーク等 ・兼業・副業の許可 ・正規労働者と非正規労働者の均衡・均等待遇の実現 ・在籍型出向の支援 ・病気の治療中の方、障がいのある方の働きやすい職場づくり（勤務時間の配慮、休暇制度等） ・独自休暇制度（リフレッシュ休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇等） ・高齢者の働きやすい職場づくり（定年延長、処遇の見直し等） ・外国人材の適切な雇用に向けた取組（寄宿舎規則の整備、思想信条に合わせた就業時間の設定等） など
※作成・改正した就業規則等の所轄労働基準監督署への届出は行いません（各事業所が届け出てください）		
日数	新規作成・全面改正：1事業者当たり 原則8回まで 一部改正：1事業者当たり 5回まで ※上記範囲で社会保険労務士が事業者と支援内容を調整します	
申込期限	令和9年2月19日(金)まで	
担当	男女協働未来創造本部県民運動課 電話：0858-23-3977 E-mail：kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp	商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課 電話：0857-26-8477 E-mail：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp
HP	https://www.pref.tottori.lg.jp/296417.htm 	https://www.pref.tottori.lg.jp/312080.htm 

本事業の詳細・申込方法は、鳥取県HPをご覧ください。